

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ		
No.	質問	回答
1. 給付金について		
1	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯分）（以下「給付金」という）の支給は、どのような趣旨に基づくものですか。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。
2	いつ頃から支給が開始されるのですか。	今回の給付金は、令和4年度分の課税情報が判明する令和4年6月ごろに支給対象であるかどうかを市区町村が確認できるようになります。 お住まいの市区町村によって、支給開始時期は異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。
3	児童ひとりあたり5万円となっていますが、何故5万円なのですか。	これまで支給してきた低所得者の「ひとり親世帯分に対する給付金」の支給額である5万円を参考にしつつ、低所得の子育て世帯における食費等による支出の増加の影響を勘案して児童ひとりあたり一律5万円の給付としています。
2. 対象者について		
4	給付金の対象者はどのような人ですか。	○令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ○そのほか、令和4年の3月末に18歳未満であった児童又は20歳未満の障害児を養育している方で、 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 または、 ・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となつた方 が対象となります。 ○また、令和4年4月1日以降令和5年2月末までに生まれた児童も対象となります。
5	給付金の支給対象者に外国人は含まれますか。	日本人以外の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
6	給付金は、生活保護受給世帯には支給されますか。また、生活保護の収入認定はされますか。	○生活保護を受けている方であっても、給付金の支給対象者の要件を満たせば、支給対象者となります。 ○なお、給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとなります。
7	DVを理由に避難していますが、住民票を元の住所地から移動していません。現在生活している避難先の市区町村で給付金を申請することは可能ですか。	○DVを理由に避難している場合、住民票にかかわらず、現在お住まいの市区町村が給付金の対応を行います。 ○その上で、避難者の方が受給できるかは状況により様々なケースを考えられますので、お住まいの市区町村にお尋ねください。 ○なお、避難者の方が既に令和4年4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっている場合には、要件を満たせば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。
8	離婚したのですが、対象となるでしょうか。	○既に令和4年4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっている場合には、給付金の要件を満たせば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。 ○令和4年5月以降に受取人となった場合でも、申請不要で支給を受けられる場合がありますが、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。 (○ただし、同じ児童について、 ・既に元配偶者の方が給付金を受給済みの場合 ・あなたが令和4年今年の4月以降にひとり親世帯分の給付金を受給済みの場合は、その児童の分については給付金を受給できません。)
9	事実婚でパートナーがいますが、「ひとり親世帯分に対する給付金」は受けられないと言われました。こちらの給付金は対象になりますか。	事実婚などにより、「ひとり親世帯分に対する給付金」の対象とならない方については、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
10	里親は支給の対象となりますか。	里親の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合には対象になります。
11	児童養護施設の児童など、施設入所児童は支給の対象となりますか。	対象となりません。
12	令和4年の4月以降に生まれた新生児の分はもらえませんか。	令和4年4月1日以降に生まれた児童も対象となります。 (※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた児童の分が対象となります。)
13	令和4年の3月に高校を卒業した児童の分はもらえませんか。	○対象なりません。 ○ただし、児童が特別児童扶養手当の対象児童である障害児である場合、対象児童となります。
14	令和4年4月以降に対象児童が亡くなりました。この場合、その児童の分の給付金はもらえますか。	給付金の対象者であれば、支給の対象となります。 (※基準日（令和4年3月31日）より前に死亡した場合は対象となりません。)
15	住民税非課税とは、いつの年度になりますか。	令和4年度の非課税世帯（令和3年所得ベース）です。具体的には令和4年の6月ごろに判明することになっています。
16	なぜ令和4年度の課税情報なのですか。	○給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等によって、厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対して生活支援を行うためのものです。 ○新型コロナウイルス感染症による所得・収入等への影響は長期化しておりますが、その状況を実績としてしっかりと把握した上で、給付する必要があるため、令和4年度の非課税世帯（令和3年所得ベース）を対象とすることとしています。
17	ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯とはどのような世帯になりますか。また、いくらくらいの金額になりますか。	○住民税非課税世帯については、世帯類型や世帯員の稼得状況によって異なるため、一概に申し上げることは困難ですが、例えば、夫が就労して妻が専業主婦、児童二人の世帯についてモデル的に申し上げれば、東京都等では概ね年収250万円程度と推計されます。 ○詳しくは令和4年1月1日に居住していた市区町村へお尋ねください。
18	障害児を養育していますが対象になりますか。	○令和4年3月31日時点で20歳未満の障害児に係る、特別児童扶養手当を受給している方が対象です。（手当受給者が住民税非課税もしくは家計急変に該当する場合） ○なお、現在特別児童扶養手当を受給していないとも、申請期間までに新規で受給する場合には給付金の対象となります。 ※申請者が住民税非課税の場合、その児童の障害の有無にかかわらず、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童分は一律支給されます。
19	「ひとり親世帯分に対する給付金」を受給したのですが、この給付金を受給することはできますか。	○令和4年の4月以降に「ひとり親世帯分に対する給付金」を受給した場合、その児童の分については給付金の対象外となります。 ○令和4年の4月以降に生まれた児童の分で、その児童について「ひとり親世帯分に対する給付金」を受け取っていない場合であれば、給付金の要件を満たせば支給の対象となることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係るよくあるお問い合わせ		
No.	質問	回答
3. 「家計急変」の考え方について		
20	令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった場合も支給されるということですが、どのような場合を家計急変と言うのですか。	<p>○家計急変については、令和3年は一定の収入があったため令和4年度は住民税が課税となっている方が、</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少しており、 ② 令和4年1月以降のいずれかの1か月の収入額を12倍（12か月換算）にした年収見込額が、住民税非課税相当と見なされる場合などに支給対象となります。</p> <p>○なお、支出増に基づく支給は認められません。</p> <p>○家計急変の対象となる方は、申請での手続になりますので、申請方法につきましては、お住まいの市区町村にお尋ねください。</p>
21	収入とは何を指しますか。育児休業給付金や失業給付を受けている場合、これも収入に含まれるのでしょうか。	<p>○給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）となります。</p> <p>○育児休業給付や失業給付などの非課税の収入は含みません。</p>
4. 申請手続について		
22	支給を受けるに当たって、申請は必要ですか。	<p>○給付金の対象者であり、令和4年4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっていれば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。</p> <p>○それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性がありますので、お住まいの市区町村にお尋ねください。</p>
23	申請の中で、マイナンバーを使用することはありますか。	<p>○給付金の対象者であり、令和4年4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっていれば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。</p> <p>○それ以外の対象の方については、申請をしていただく必要がある可能性があります。</p> <p>○その際には、お住まいの市区町村が作成する申請書でマイナンバーを記入いただく場合があります。</p>
24	マイナンバーカードを持っていないのですが、給付金はもらえないのでしょうか。	マイナンバーカードを持っているかどうかは給付金の受け取りに関係がありません。
25	児童手当も特別児童扶養手当も受給していないのですが、申請が必要ですか。	<p>児童手当・特別児童扶養手当の支給を受けていない方は、給付金の対象となるのは、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児については20歳未満）を養育しており、次のいずれかに該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 ・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方 <p>該当する方で、給付金を受給するには申請が必要となりますので、申請方法はお住まいの市区町村にお尋ねください。</p>
26	申請が必要な場合、どのような書類を整える必要がありますか。	<p>○申請をしていただく場合、お住まいの市区町村が作成する申請書への記入が必要となります。</p> <p>○その際には、本人確認書類や受取口座を確認できる書類などの添付資料が必要となりますですが、詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。</p>